

「住居表示に関する法律」に基づき、住所の表示を変えることで、町を誰にでもわかりやすいものとし、わたしたちの日常を便利にするものです。

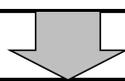
住居表示が実施されると、住所の表示は、それまでの「大字+地番」で表す方法から、「**新町名+街区番号+住居番号**」を使って表す方法に変わります。

現在の住所の表し方
(大字+地番)

宇部市 大字小串 1000番地100
(大字) (地番)

通称名

宇部市 小串下条
(通称名)



新しい住所の表し方

宇部市 西小串一丁目 1番 8号
(新しい町名) (街区番号) (住居番号)

委託業務の対象区域



5 提供する個人情報の項目 と 6 提供の目的 (P3)

※住居表示は世帯主を対象として、住所の変更を実施するもの

① 現地調査

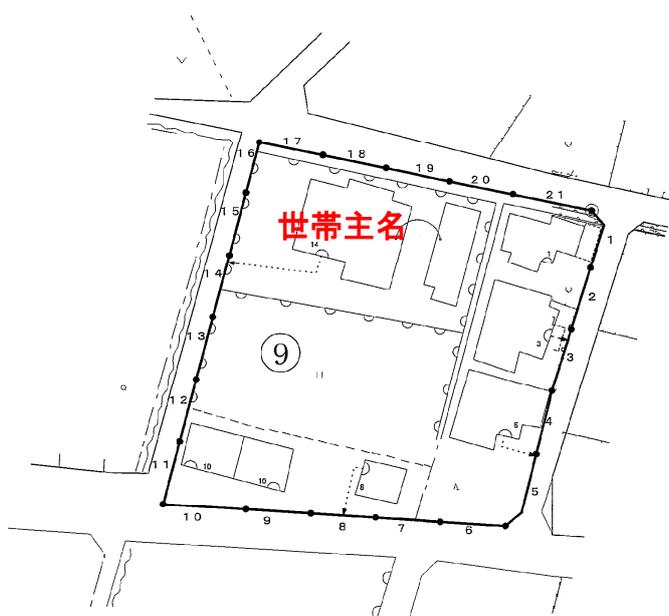
所在する建物の世帯主の確認・・・世帯主名

② 住居表示対照表の作成・・・住所、自治会区、世帯主名

新住居表示			旧住居表示		自治会区	氏名	備考
新町名	街区番号	住居番号	大字町名	番地			
			住所		自治会区	世帯主名	

5 提供する個人情報の項目 と 6 提供の目的 (P4)

③ 住居表示台帳の作成・・・世帯主名



④ 通知書作成

実施日や新しい住所などのお知らせ・・・世帯主名、住所